

衆議院国土交通委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月2日（水）、第3回の委員会が開かれました。

1 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

- ・ 齊藤国土交通大臣、石井国土交通副大臣、西田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 高橋千鶴子君（共産）及びたがや亮君（れ新）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
- ・ 津島淳君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、谷田川元君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
（質疑者）工藤彰三君（自民）、伊藤渉君（公明）、谷田川元君（立憲）、城井崇君（立憲）、一谷勇一郎君（維新）、古川元久君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）、たがや亮君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

工藤彰三君（自民）

- （1） カーボンニュートラルレポートの形成の推進
 - ア カーボンニュートラルレポートの形成の今後の進め方
 - イ 港湾脱炭素化推進計画の計画期間、計画実行までの期日及び港湾脱炭素化推進協議会の開催の今後のスケジュール
 - ウ 経済産業省などの関係省庁等との連携及び事業者への財政支援についての見解
- （2） 港湾整備に当たり防災・減災の重要性の観点を踏まえ、整備計画への反映及び同計画の活用に対する考え方

伊藤渉君（公明）

- （1） カーボンニュートラルレポートの形成に向けた各港湾における検討の現在の進捗状況及び当面の目標
- （2） 我が国港湾の国際競争力の低下
 - ア 米国向けコンテナ輸送に係る港湾の国際競争力の低下の現状認識及びその要因
 - イ 国際競争という観点からの我が国の港湾の在り方
 - ウ 我が国にとって港湾の役割が極めて大きいことを踏まえた港湾の国際競争力向上に向けた取組方針

谷田川元君（立憲）

- （1） 戦後のGHQの施政方針を反映した港湾政策の結果、国は政策と予算の集中ができない一方で、地方公共団体の財政難により港湾整備が進められなくなっているという問題に対する大臣の認識
- （2） 前原元国土交通大臣が進めた選択と集中による港湾戦略についての大臣の評価
- （3） 港湾法改正案
 - ア 港湾脱炭素化推進計画
 - a 港湾脱炭素化推進計画の作成を努力義務とする必要性
 - b 同計画作成を推進するため、カーボンニュートラルレポート形成に向けた取組に対する予算措置、

税制上の優遇措置を検討する必要性

イ 水素燃料電池の特許出願件数における我が国の現状についての見解

ウ 水素を動力源とする船舶の実用化に向けた取組の現状

エ 水素関連予算

a 国土交通省所管予算において水素関連予算の占める割合

b 水素関連予算を把握し現状を分析した上でカーボンニュートラルポート形成を推進する必要性

オ 本改正案により感染症等のリスク発生時にも国による港湾施設の管理代行を可能とすることで、令和2年のダイヤモンド・プリンセス号等の事案の際に国が対応できたと想定される具体例

城井崇君（立憲）

(1) 知床遊覧船事故

ア 運航会社の責任者に直接、被害者家族に対する個別の謝罪を促し、被害者家族に対して国としての責任を踏まえた対応をとる必要性

イ 日本小型船舶検査機構（J C I）の検査に係る内規の運用に不備があったことや虚偽の報告を見逃していた J C I の事故に関する責任の有無

ウ 被害者の遺留品である電子機器（スマートフォン、カメラ）の取扱い

a 海上保安庁に対して被害者家族が返却を要請したにもかかわらず、事故から3か月間返却されなかった理由及び復旧できたかもしれないデータ損失の責任の所在

b 海上保安庁による電子機器の重要な証拠物としての保管状況

(2) 港湾法改正案

ア 港湾施設に水素及び燃料アンモニアの補給施設を追加することに関して、その目標や効果の想定

イ 追加される補給施設を利用する船舶数の想定並びにアンモニア燃料船及び水素燃料船が導入された際の今後の脱炭素化への定量的な貢献度の見込み

ウ グリーンイノベーション基金事業を踏まえた 2030 年段階のアンモニア燃料船及び水素燃料船の導入が想定される具体的な数

エ グリーンイノベーション基金事業の次世代船舶の開発プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画において指摘されている開発に係る技術的な困難について、その克服の具体的な道筋及び技術開発への支援拡充の必要性

オ 本改正案の K P I を達成するための国の支援策及び地方港湾において脱炭素化を進めるための設備導入費用を国が支援する必要性

カ 港湾の各主体によるカーボンニュートラルポート形成に必要な取組を促す制度の創設だけではなく、港湾管理者や港湾立地企業に対する予算の支援を行う必要性

キ 港湾施設や周辺道路の老朽化対策及び航路の安全確保について、脱炭素化と同時並行で行う必要性

ク 港湾脱炭素化推進協議会の構成員

a 港湾利用者、船会社等として労働者代表が港湾脱炭素化推進協議会に参画することの可否

b 港湾の事情に応じて港湾管理者が判断することにより地域によって同協議会の構成員にばらつきが出ることの妥当性

c 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の労使双方が同協議会に参画できるように国として港湾管理者に配慮を求める必要性

ケ 港湾労働者が港湾の脱炭素化に対して持っている懸念について、国の認識及び対応方針

コ 本改正案においても、港湾と地方自治の関係性について、憲法の地方自治権に裏付けられた港湾法の基本趣旨や港湾が地域経済や地域住民の共有財産、公共施設との位置付けが守られることに対する大臣の見解

サ 本改正案 55 条の 3 の 3 第 1 項による非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の

管理代行制度

- a 非常災害や感染症の流行以外の「港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象」の具体例
 - b 軍事関係の艦船が優先して入港や着艦をさせることやヤードは自衛隊と米軍の貨物の荷さばきを先行させることといった港湾現場からの懸念に対する大臣の見解
- (3) 10月の水際措置の緩和を踏まえた国際クルーズ船の運航再開について、具体的な再開のめどを示す必要性
- (4) 本改正案による港湾環境整備計画の認定制度が、北九州港の洋上風力発電を産業観光としてコロナ後の地域観光活性化の取組の後押しに活用される可能性及び当該取組に対して支援を行う必要性

一谷勇一郎君（維新）

- (1) 港湾における脱炭素化の推進
- ア 港ごとのCO₂排出量のデータの有無
 - イ 港湾分野における脱炭素化の進捗状況及びカーボンニュートラルポートの形成に係る今後の計画
 - ウ 各港湾管理者が各港湾の実情を踏まえつつ港湾脱炭素化推進計画を策定するための国の対応方針
 - エ 港湾において脱炭素化に取り組むことに対するインセンティブについての大臣の見解
 - オ 港湾における窒素酸化物（NO_x）や硫黄酸化物（SO_x）の削減対策への対応方針
- (2) 港湾における水素等の利活用
- ア 水素やアンモニアを燃料とする造船技術開発への支援に係る取組状況
 - イ 港湾における水素の利活用に係る規制及び脱炭素化を推進するに当たっての当該規制への対応方針
 - ウ 本改正案による規制緩和として高圧水素ガスタンクを積載した機材が一定の規制の下に荷役を行うことができることが、G7並みの規制緩和となっていないとの業界からの指摘に対する認識
 - エ 水素やアンモニアの実用化には時間を要する中での港湾における脱炭素化の取組方針
- (3) 停泊中の船舶への電力供給状況
- (4) 民間事業者が担っている船舶の入出港時に必要な情報を提供等しているポータルラジオ業務について、全ての港に導入する必要性及びポータルラジオが日本海側においてほぼゼロである理由
- (5) 民間事業者が使用を希望しない港湾施設等の管理については従来どおり公的に行うことの確認

古川元久君（国民）

- (1) 安全保障の観点からの空港、港湾等の公共インフラ整備
- ア 安全保障の観点からの空港、港湾等の公共インフラ整備についての現在の検討状況
 - イ 新聞報道等にある公共インフラ整備を進める省庁横断型の協議会の新設を検討していることが事実であることの確認
 - ウ 公共インフラ整備のための仕組みの具体化の時期
 - エ 安全保障の観点からの公共インフラ整備の方針が既存の港湾や空港の整備計画へ与える影響
- (2) 港湾の国際競争力
- ア コロナ禍を経て我が国港湾の国際競争力が加速的に低下していることについての大臣の認識
 - イ 様々な施策を講じているにもかかわらず、我が国港湾の競争力が相対的に低下し続けていることに危機感を持つことに対する大臣の認識
 - ウ 港湾整備の在り方について現状に至った原因等を含めて検証し、その見直しを行う必要性
- (3) 海外で製造される水素受入拠点となる港湾整備
- ア 水素受入拠点となる港湾の要件、数及びこれらの決定までのスケジュール
 - イ 水素受入拠点となる港湾を指定、整備する方針の有無
 - ウ 名古屋港を水素受入拠点とする必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 港湾における脱炭素化の推進
 - ア 水素等の輸入受入れ環境整備と港湾の脱炭素化の関係
 - イ 水素等を輸入してもサプライチェーン全体に行き渡るまで時間を要することに対する見解
 - ウ 停泊中の船舶のアイドリングストップを可能にする陸上電力供給施設の導入について、促進方法及び目標
 - エ 港湾全体の脱炭素化の数値目標及び当該目標が 2030 年度温室効果ガス 2013 年度比 46%削減目標に直接リンクしていると言えないことの是非
 - オ カーボンニュートラルポート形成計画を策定するために必要な関係事業者からのアンケート等によるエネルギー使用量の調査において、零細事業者等エネルギー使用量の情報を得られない企業への対策
 - カ 本改正案において港湾脱炭素化推進計画を作成できるとされている理由及び努力義務にする必要性
 - キ 港湾における脱炭素化に国として本気で取り組まなければならないとの考えに対する大臣の見解
- (2) 行政財産である港湾緑地等において、収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の貸付けを可能とする認定制度
 - ア 民間事業者に対する港湾緑地等の貸付期間が最大 30 年とされている理由及び当該緑地等における建蔽率
 - イ 埋立てを含む緑地整備とホテル、マンション等の民間施設の開発とを組み合わせた大阪市港区の築港地区で検討されているような P F I 事業が今後認定される可能性

福島伸享君（有志）

- (1) 港湾が運輸部門の脱炭素化に役割を果たすようコンテナ輸送における船舶と鉄道との連携を更に促進する必要性
- (2) 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に国際海上コンテナと鉄道輸送の一貫輸送の促進について盛り込む必要性
- (3) 災害時における国等の委託者に対する他人の土地への立入権限の付与
 - ア 国等の委託者に土地への立入権限を付与する目的
 - イ 土地所有者が不同意の場合の当該土地への立入拒否の可否
 - ウ 緊急時の国等の委託者の土地立入りについて、道路法や河川法等の他の法律と同様に本改正案においても受忍義務及び立入拒否に対する罰則を盛り込む必要性

たがや亮君（れ新）

脱炭素化に寄与しない化石燃料由来の輸入水素を利用するための港湾整備は無駄な投資となりかねないとする考えに対する大臣の見解